

## 条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	神奈川県立 21 世紀の森条例		
条 例 番 号	昭和 58 年神奈川県条例第 3 号	法 規 集	第 9 編第 5 章第 3 節
所 管 部 局 室 課	環境農政部森林課		
条 例 の 概 要	森林及び林業に関する知識の普及及び向上並びに林業の振興を図り、併せて県民の保健及び休養に資するための施設である 21 世紀の森の設置、管理等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  （ 現在でも 必要な 条例か。 ）	21 世紀の森は、森林及び林業に関する知識の普及及び向上並びに林業の振興を図り、併せて県民の保健及び休養に資するための施設であり、現在においても設置する必要がある。この条例は、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、神奈川県立 21 世紀の森の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性  （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	21 世紀の森は、森林及び林業に関する資料を展示し、森林及び自然の観察並びに林業における生産活動の実習の場を提供するとともに、林業関係者の研修及び指導を行うことにより、森林及び林業に関する知識の普及及び向上並びに林業の振興を図り、併せて県民の保健及び休養に資するための施設として有効に機能している。	利用者数 H15 年度 33,404 人 H16 年度 34,609 人 H17 年度 33,041 人 H18 年度 41,635 人 H19 年度 43,883 人
	効率性  （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	21 世紀の森には、施設の維持管理・運営に相当の知識及び経験を有する者を従事させることなどの一定の基準を満たす法人その他の団体に、一定期間、施設の管理等を行わせる指定管理制度を導入しており、効率的な施設運営が行われている。	
	基本方針適合性  （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	21 世紀の森は、県の森林・林業の振興にあたり、県の総合計画である「神奈川力構想」に基づいて運営されている。また、指定管理制度を導入しており、「行政システム改革基本方針」及び「神奈川県民間活力活用指針」の考え方にも合致している。	
	適法性  （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
その他			
見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項	
	改正・廃止の必要はない。  改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 (無)